

『資治通鑑考異』所引『十六国春秋』及び
『十六国春秋鈔』について

——司馬光が利用した『十六国春秋』をめぐって——

町田 隆吉

On “Shiliuguo-Chunqiu 十六国春秋” and
“Shiliuguo-Chunqiu-Chao 十六国春秋鈔” quoted
by Sima-Guang 司馬光 in “Zizhitongjian-Kaoyi
資治通鑑考異”

On “Shiliuguo-Chunqiu 十六国春秋” that Sima-
Guang used, when he compiled “Zizhitongjian
資治通鑑”

Takayoshi Machida

Obirin University, *Obirin Review of International Studies*, No. 12, 2000
桜美林大学『国際学レビュー』第12号 (2000年)

Summary

Sima-Guang 司馬光 is a government officer in the Northern Song 北宋 dynasty and a famous historian. He compiled Chinese history “Zizhitongjian 資治通鑑” and he wrote the book of a historical investigation, “Zizhitongjian-Kaoyi 資治通鑑考異” at the same time. This paper analyzed “Zizhitongjian-Kaoyi” in order to see how the history of Wuhu-Shiliuguo 五胡十六国 period in “Zizhitongjian” was compiled.

Sima-Guang made reference to several books on the history of Wuhu-Shiliuguo period, especially “Shiliuguo-Chunqiu 十六国春秋.” “Shiliuguo-Chunqiu” was 102 volumes, when it was compiled by Cui-Hong 崔鴻 in the Northern Wei 北魏 period. As time passed, it was scattered and lost. But it still remained in the Northern Song period. I looked through “Zizhitongjian-Kaoyi” and I could find “Shiliuguo-Chunqiu” an incomplete book. “Shiliuguo-Chunqiu” that Sima-Guang could use, was a little over 20 volumes, when he compiled “Zizhitongjian.”

* * *

1. はじめに

内藤湖南は、『支那史学史』の「九. 宋代に於ける史学の進展」のなかで、北宋の司馬光（1019～86）が編纂した『資治通鑑』（以下、『通鑑』と略記）にふれて、

六朝南北朝史の時期は通鑑の方が正史よりもよい材料を取り、正確な材料は通鑑に遺つてゐる。これは十六国春秋の原本をよく読んで採用した為である。—今日の十六国春秋は、一度亡んだものを明人が再修したものでよくない。竹書紀年も今日のは偽本であるが、當時はいづれも真本が存在した。—されば晋書の載記にないことが通鑑に記されている処がある。今日の十六国春秋にない事が載つてゐるのは明らかである。

と述べている（内藤 p.209）。つまり湖南は『通鑑』の「六朝南北朝史の時期」の叙述部分には、編纂時に存在した「正史よりもよい材料」である「十六国春秋の原本」、すなわち『十六国春秋』の「真本」が利用されていると理解し、それゆえ「正確な材料」は『通鑑』に残っているとす。また「今日の十六国春秋」は明代に再修されたものであり、『通鑑』編纂時に利用された『十六国春秋』の「真本」とは異なるとも指摘している。こうした理解は、たとえば頼惟勤氏による『通鑑』の解説に、

その撰述のために集めた資料は曾て見られなかつたほどに豊富で、…南北朝を扱ううえでの『十六国春秋』（原本）など、正史を正すに足るよい資料も備わっていた。

とあるように湖南以後にもひきつがれており（頼 p.497）、『通鑑』における『十六国春秋』の利用に関する理解としては、こうした内容が一般的であることを示している。しかしながら『通鑑』がどのような『十六国春秋』の「原本」あるいは「真本」に依拠していたかという点については、具体的な検討を欠いており、現時点でも十分明らかにされているとは言いがたい（なお、本稿で「原本」もしくは「真本」というとき、北魏の崔鴻が撰述した時点での『十六国春秋』の様式と内容をそなえ、宋代ではおそらく写本で伝来していたであろうはずの『十六国春秋』を想定している）。

ところで『通鑑』の叙述部分には、それぞれの記事ごとに依拠した資料（史

書) 名が記されているわけではない。どのような資料に依拠して『通鑑』が編纂されたかという点を知ることができるのは、やはり司馬光が著した『資治通鑑考異』(以下、『考異』と略記) という書籍が存在するからである。ここには『通鑑』の記事内容にかかわる考証が、その依拠した資料とともに述べられており、さらに依拠しなかった資料も引用されている。したがって『考異』を通して『通鑑』編纂時に依拠した(あるいは考証の結果、依拠しなかった)資料名を知ることができる。そこで本稿では『考異』に引用もしくは言及されている『十六国春秋』(及び『十六国春秋鈔』など)の記事に焦点をあてて、司馬光が『通鑑』編纂に利用した『十六国春秋』の性格を明らかにしてみたい(なお、引用資料等の漢字表記は、印刷の都合で通行の字体に改めている)。

2. 宋代までの目録類に著録された『十六国春秋』

中国では古くから書籍の目録がつくられてきた。ある書籍がいつごろまで存在し、あるいはいつごろ散佚したかは、その時々につくられた書籍目録(例えば正史の芸文志や経籍志など)を調べることによって推測できる。ここでは『通鑑』の編纂時までに、そうした目録類に『十六国春秋』がどのように著録されているかを確認する作業から始めたい。

そもそも『十六国春秋』とは、北魏の崔鴻(478~525)が著した「五胡十六国」時代に関する史書であり、現時点ではその原本(完本)は存在していない。それでは、北宋時代の司馬光が『通鑑』編纂の時点で利用することができた『十六国春秋』とは、どのようなものであったろうか。『十六国春秋』が散佚した時期については、すでに多くの指摘があるが(近年では、韓 p.81-83)、あらためて本稿でも宋代までの目録類を通して、この点について確認しておきたい。まず『隋書』卷33経籍志(唐、魏徵等撰)に、

『十六国春秋』一百卷 魏崔鴻撰

『纂録』一十卷

とあるのが、目録類にみえる初出である。ついで『旧唐書』卷46経籍志(後晋、劉昫等撰)に、

『十六国春秋』一百二十卷 崔鴻撰

とあり、『新唐書』卷58芸文志(宋、欧陽脩・宋祁撰)にも

崔鴻『十六国春秋』一百二十卷

と著録されている(いずれも「一百二十卷」の「十」は衍字。その考証は姚

振宗『隋書經籍志考證』卷14史部4 霸史類『十六国春秋』条を参照)。しかしながら『宋史』芸文志などに著録されていないことから、北宋時代までに原本(完本)は散佚してしまったものと一般に理解されている。そのことは、北宋時代の宮廷図書館である崇文院の蔵書目録『崇文總目』(王堯臣撰、1041年成立)にさえも『十六国春秋』の書名はみえず、わずかにその巻2(原巻13 雜史類下)に、

『十六国春秋略』二卷

の書名がみえるだけであることから確認できる。¹⁾すなわち、北宋時代までには『十六国春秋』の原本(完本)はすでに散逸してしまったとみなしてほぼまちがないであろう。²⁾したがって、目録類から推測できる司馬光が利用できたであろう『十六国春秋』は、原本(真本)ではあっても完本ではなかったことになる。

なお、『隋書』經籍志には「『十六国春秋』一百卷 魏崔鴻撰」に続けて筆者不明の「『纂録』一十卷」が著録されており、これが一般に『十六国春秋』原本の要約であると理解されている。とはいえ、この『纂録』は、『隋書』經籍志以降の目録類にはいっさい著録されていないばかりか、佚文さえも残っていないため、姚振宗『隋書經籍志考證』卷14史部4 霸史類『纂録』の条に、「『崇文總目』にみえる『十六国春秋略』二卷や『考異』に引かれる『十六国春秋鈔』は、いずれも『纂録』から出ているのではないか」などとの憶測を生むことにもなった。³⁾この点にふれて、劉琳氏は、『隋書』經籍志が書名を著録する場合は完称を用いており、後にくる書名で直前の書名にちなんで省略される事例がないことから、『纂録』が『十六国春秋』を要約したものであるかどうかという点に疑問を投げかけている(劉 p.188)。こうした指摘をふまえ、かつ現在のところ佚文すら存在しない『纂録』については、本稿で議論の俎上にのぼすことはしない。それは、ここでの作業のひとつである『考異』所引『十六国春秋』などの佚文との間で比較検討することができないからである。

3. 『考異』所引『十六国春秋』及び『十六国春秋鈔』の検討

(1) 『太平御覽』所引『十六国春秋』の意義

『考異』所引『十六国春秋』及び『十六国春秋鈔』の検討に入る前に、これらと比較するうえで基本資料とするのにふさわしい『十六国春秋』のテキストについてひとまず確認しておきたい。

すでに述べたように、現在、崔鴻が著した『十六国春秋』の原本（完本）は存在していない。今に残る書籍の中から原本の一部分なりとも探すとするれば、種々の類書に節録され引用されている『十六国春秋』に限られる。そこで本稿では、司馬光の『通鑑』に先んじて北宋の初め（984年）に李昉等が編纂した『太平御覧』（以下、『御覧』と略称）に引用されている『十六国春秋』を比較検討の際のテキストにしたいと考える。というのは、『御覧』が、崔鴻の時代に最も近い北齊時代に編纂された類書である『修文殿御覧』を藍本としているからであり、さらに『修文殿御覧』はその編纂の際に『十六国春秋』（原本）から新たに採録しているからである。すなわち類書のなかで崔鴻の原本（完本）から節録・引用していることが判明しているのは、『修文殿御覧』だけだからである（『御覧』巻601文部17所引『三国典略』参照）。長年これらふたつの類書の関係を研究されてこられた勝村哲也氏は、

修文殿御覧の部を復元するにあたって、芸文類聚を退け、太平御覧を採らねばならぬものももちろんある。一例だけを挙げれば、太平御覧は皇王部、偏覇部の両部を置き、芸文類聚はただ帝王部だけを配するが、修文殿御覧の体裁は太平御覧の如くであったに違いない。修文殿御覧の編纂者が、華林遍略を藍本としながらそれに加えて魏収の魏書、崔鴻の十六国春秋から条文を採録したといわれるのも、単にそれが近人の書であるからというだけではなく、魏書によって皇王部の最終巻を飾り、十六国春秋によって偏覇部を埋めようとした意図があるのは明白である。この両部こそは、修文殿御覧固有の部と認められるのであって、修文殿御覧編纂当時の北齊をめぐるきびしい国際環境と、それを背後にして湧き起こった正統論の主張が、確かに両部にはある。

といい、『修文殿御覧』固有の部としての偏覇部の意義を述べている（勝村 p.192）。こうした勝村氏の見解にしたがえば、『御覧』に引かれた『十六国春秋』は、『修文殿御覧』を媒介にしているとはいえ、北齊という時代を背景にして崔鴻の原本（完本）から、当時存在した正統論にもとづいて偏覇部のなかに節録して収録されたものとみなしてよいことになる。⁴⁾したがって、現時点では、『十六国春秋』佚文を比較検討する作業にあたって、『御覧』偏覇部所引の『十六国春秋』の佚文を基本のテキストとすることが、最も適切であると考えられる。

(2) 『十六国春秋』の構成

それでは、『十六国春秋』原本(完本)は、どのような構成になっていたのだろうか。『魏書』巻67崔光伝附崔鴻伝によれば、本文は100巻、序例と年表(『北史』巻44崔光伝附崔鴻伝は「年志」)がそれぞれ1巻で、あわせて102巻から構成されていたことがわかる。したがって、先にあげた『隋書』経籍志が、『十六国春秋』を100巻といているのは、序例と年表とを除いた巻数であることになる。また、唐の劉知幾(661～721)は、

北魏の時代に、黄門侍郎であった崔鴻は、(十六国の)多くの歴史を調べ、その異同を弁別し、煩を削り欠けたところを補い、それぞれの体裁を組み合わせ一貫したものにした。(そうして)各国の歴史を録といいかえ、本紀を伝とし、あわせてこれを『十六国春秋』とよぶようにした。…(蜀の国の部分は)15年もかかって探しもとめ、ようやく江南で購入することができ、それを補って102巻としてつくりあげた。

(『史通』巻12古今正史)

と述べている。⁵⁾ こうした記述から『十六国春秋』は、十六国の国ごとに「○○録○○伝」という体裁をとっていたこと、また『魏書』の記述とあわせると、少なくとも『史通』が成立した8世紀前半にあっては序例と年表をあわせた102巻構成であったこと、さらにその巻数は新旧両『唐書』に引き継がれていたことが理解できる。

(3) 『考異』所引『十六国春秋』及び『十六国春秋鈔』の分析

『通鑑』の編纂は、北宋の治平3年(1066)に公式に始まり、19年の歳月をかけて元豊7年(1084)に完成した。その過程は、「叢目」(年月日によって抽出された事項とその出典を注記したもの)をつくることから始まり、ついで「長編」(あらゆる資料を「叢目」の順に並べ、疑義の点について考証したもの)をつくり、それをもとに完成原稿がつくられたといわれる(頼 p.499、倉① p.62、柴 p.183-184)。こうした『通鑑』編纂における膨大な作業過程のなかで、司馬光を助けた主な人物として、戦国から秦・漢代までは劉放(1023～89)、三国から隋代までは劉恕(1032～78)、唐・五代については范祖禹(1041～98)の3人の名前があげられている(倉① p.46-56、木田 p.233-236、柴 p.177-180)。本稿にかかわる「五胡十六国」時代の部分については、劉恕による助力が大であった。かつ「長編」の内容をふまえて史実の確定

の際に生じた疑義のいくつかについては、劉恕の子の劉義仲が著した『通鑑問疑』1巻に、司馬光と劉恕のやりとりが残されている。したがって司馬光自身の手になる『考異』にくわえて、『通鑑問疑』をあわせ参照することによって、そのいくつかの場面で司馬光がどのような経緯をへて事実認定をしていったのかという点を知ることができる(倉② p.203-206)。こうした点をふまえて、次に『十六国春秋』及びそれに関連する史書に限って、『通鑑』においてどのように利用されたかを検討していきたい。

ところで、『通鑑』が依拠した史書については、すでに南宋の高似孫が著した『史略』に言及がある。⁶⁾ その巻4には「通鑑参拠書」の項があり、そこには『十六国春秋』『十六国春秋録』(正しくは『十六国春秋鈔』)『前涼録鈔』の3書があげられているが、これらは、いずれも『考異』で取り上げられている書名である。つまり高似孫は『考異』所載の史書を『通鑑』編纂の際に利用した史書であると理解しているわけであり、本稿でも基本的に同様の立場にたつ。なお、『通鑑』編纂時に利用された史書の数についてはいくつかの説があるが、ここでは『十六国春秋』関係の史書に限って一例だけあげておきたい。例えば、高振鐸氏の場合、『史略』をふまえながら、崔鴻『十六国春秋』『十六国春秋目録』『十六国春秋抄』『前涼録鈔』『西秦春秋』『南涼春秋』の6種類を列挙しており、こうした指摘も念頭におきながら引用書名についても考えていきたい(高 p.196-197)。⁷⁾

次に、これらの研究をふまえながら、実際に『考異』のなかで言及されている『十六国春秋』及びそれに関係する史書とその内容について整理し、具体的に検討してみたい(なお、『考異』で言及している『十六国春秋』等の具体的な内容については、末尾の[史料]を参照)。

それでは、まず『十六国春秋』及びそれに関連する史書について、その本文を引用したり、もしくはその内容に言及したりしている箇所、その書名がどのように表現されているかという点から整理しておきたい。『考異』のなかで『十六国春秋』という書名は、あわせて34か所に見える(なお、一か所で重複してあげられている場合も含んでいる。それを除くと30か所)。それらは、

- a. 崔鴻『十六国春秋』禿髮烏孤伝(1)
- b. 『十六国春秋』／『十六国(春秋)』(26)
- c. 『十六国春秋』(苻)堅伝(1)
- d. 『十六国秦春秋』(2)

e. 『十六国西秦春秋』(2)

f. 『(十六国)南涼春秋』(2)

と記されており、このうちaが『考異』全体のなかでの初出部分である(括弧内の数字は書名が記載されている回数を示す)。⁸⁾先に述べた劉知幾の『史通』の指摘をふまえば、これらのなかでは、aとcが原本の書名に近い表記であると考えられる(なお、aの完称は、『十六国春秋』南涼録・秃髮烏孤伝であったはずである)。また、d『十六国秦春秋』は『十六国春秋』前秦録の略称と思われる(e・fも同じ)。ただし、これらの表記が一樣でない理由については、資料選択の際に付した書名によるのか、あるいはもともとのタイトル表記が異なる『十六国春秋』の種々の端本にもとづいた結果によるのか明らかではない。そのほかには、『十六国春秋鈔』が7か所(初出は『十六国鈔』。他は『十六国春秋鈔』)、『前涼録鈔』が2か所、『十六国春秋目録』が1か所存在する。このうち『十六国春秋鈔』と『前涼録鈔』は、『十六国春秋』(原本)を省略したもの(省略本)と考えられる。ただし、これらの書名の記載のされかたから推測すると、両者はそれぞれ別々に伝わってきたものであるように思われる。おそらくは『前涼録鈔』は端本として単独で存在していたのではないだろうか。

一般に北宋時代から木版印刷が始められるようになったといわれるが、このとき司馬光らが利用することのできたこれらの書籍はいずれも写本(抄本)であったはずで、形態は卷子本ではなかったかと想像される。そうであったならば保管するのにも相当の空間を要したと推測される(吉川p.575-576)。こうした書籍の存在形態を念頭におくと、よほどの専門家でもない限り必要とすることが稀であったと思われる「五胡十六国」時代に関するこれらの書籍が、すべて完本として北宋時代まで伝わっていたとは到底考えがたい。なぜなら唐王朝によって『晋書』が編修され、その載記や列伝の部分に「五胡十六国」時代の歴史が取り込まれてしまっただけからではなく、『十六国春秋』のような当該時代に関する専門的な史書はあまり重視されなくなり、やがては散佚していき、その結果、端本として存在するものも生じたのではないだろうか。ここでは『前涼録鈔』も、また『十六国春秋』の省略本(すなわち『十六国春秋鈔』)の一部(端本)であって、それぞれ別々に残っていたものと理解しておきたい。なお、『十六国春秋目録』([史料]4の内容からは年表のように思われる)も、やはり『十六国春秋』の一部分(『魏書』崔鴻伝にいう「年表」か?)が単独で伝わり残っていたのではないかと思われる。したがって、ひ

とまず書名の上からこれらを大別して、『十六国春秋』（原本）と『十六国春秋鈔』（省略本）の2系等の書籍（しかも、それぞれに複数の端本を含む）が北宋時代に残っていたというように理解してよいのではないだろうか（韓 p. 81）。

それでは、『考異』所引『十六国春秋』及び『十六国春秋鈔』について、その内容をふまえて国ごとに整理しておきたい（伝の呼称は、禿髮烏孤伝と苻堅伝をのぞき、それぞれの内容から筆者が付したものである。数字はそれぞれの伝が利用された回数を示し、『鈔』は『十六国春秋鈔』をさす。また、[]内の数字は[史料]の番号である）。

- ①前趙録・劉淵伝：8（含『鈔』1）[3・5・6・7・9・10・11・12]
- ② 同 ・劉聡伝：7 [13・14・15・16・17・18・20]
- ③後趙録・石勒伝：2 [6・8]
- ④ 同 ・石虎伝(含、石祗伝)：4（含『鈔』1）[21・22(2か所)・24]
- ⑤ 同 ・石閔伝：1（『鈔』1）[25]
- ⑥前燕録・慕容儁伝：1 [23]
- ⑦前秦録・苻堅伝：4 [26・27・28・29]
- ⑧蜀録・李雄伝：2（『鈔』2）[3・4]
- ⑨前涼録・張軌伝：1（『前涼録抄』1）[19]
- ⑩北涼録・沮渠蒙遜伝：1 [35]
- ⑪ 同 ・沮渠茂虔伝：1（『鈔』1）[37]
- ⑫南涼録・禿髮烏孤伝：1 [1]
- ⑬ 同 ・禿髮利鹿孤伝：1 [30]
- ⑭西秦録・乞伏乾帰伝：1 [30]
- ⑮ 同 ・乞伏熾盤伝：1 [31]
- ⑯ 同 ・乞伏暮末伝：1 [33]⁹⁾
- ⑰北燕録・馮文通伝：1（『鈔』1）[36]
- ⑱夏録・赫連昌伝：1（『鈔』1）[32]
- ⑲ 同 ・赫連定伝：1 [34]

これらから「五胡十六国」の国ごとに分けていえば、「前趙録」「後趙録」「北涼録」「夏録」は『十六国春秋』と『十六国春秋鈔』の両書が、「前燕録」「前秦録」「南涼録」「西秦録」の部分は『十六国春秋』のみが、また「蜀録」「前涼録」「北燕録」の部分は『十六国春秋鈔』のみが存在していたことがわ

かる。こうしてみると、当時、司馬光が「五胡十六国」のそれぞれの国の歴史について考証する際に利用できた『十六国春秋』もしくは『十六国春秋鈔』には片寄りがあったことがわかる。したがって、ここからは「後秦録」「西涼録」「後涼録」「後燕録」「南燕録」の5つの国の歴史については、『十六国春秋』もしくは『十六国春秋鈔』のいずれをも利用していないことが明らかである。あるいは、これらの国の史実を考証するにあたって司馬光にとって疑義はなく、特段の考証をする必要がなかったためかとも思われるが、むしろこれらの部分についていえば、当時これらの国の歴史を叙述した『十六国春秋』もしくは『十六国春秋鈔』がすでに散佚してしまっていて利用できなかったためではないかと考えられる。ただし、このうちの「後秦録」は部分的には存在していたはずである。というのは、上述の劉義仲『通鑑問疑』（『津逮秘書』第三集及び『学津討原』第八集に所収）に次のような記述がみえるからである。すなわち、司馬休之と魯宗之が後秦の姚興のもとに奔走した時期をめぐる司馬光と劉恕のやりとりのなかに『十六国春秋』の書名を見出すことができる（下線は筆者）。

君実（司馬光の字）がいうには、「『晋書』安帝紀には義熙十一年二月に姚興が死んで、息子の姚泓が後を嗣ぎ、五月に司馬休之と魯宗之が姚泓のもとに奔走したとあるが、道原（劉恕の字）は、なぜ義熙十一年五月に司馬休之と魯宗之が姚興のもとに奔走したと記したのか？」と。

道原がいうには、「『晋書』姚興載記には、東晋の義熙十一年正月に荊州刺史の司馬休之と雍州刺史の魯宗之が劉裕と互いに攻めあい、使者を遣わして援助を求めてきた。五月に司馬休之らは劉裕に敗れて姚興のもとに奔走したとあります。『晋書』司馬休之伝も姚興のもとに奔走したのは義熙十一年五月としており、姚興はなお死んではおりません。しかも『晋書』姚興載記、『魏書』太宗紀、『十六国春秋』、『北史』僭偽附庸伝、『南史』宋武帝紀は姚興が義熙十二年二月に死んだとしていますので、『晋書』安帝紀が誤って義熙十二年二月を義熙十一年二月にしていることになります。それで司馬休之らが後秦に奔走したのも誤って姚泓のもとに奔走したといているのです。」と。

このなかで劉恕は6種類の史書を根拠に、『晋書』安帝紀の年代の誤りを指摘しているが、このなかに『十六国春秋』（おそらくは後秦録の姚興伝）が含まれていることに注目したい。これは「長編」段階での司馬光と劉恕とのやり

とりとみられるが、ここには明らかに『十六国春秋』が存在している。この部分は、劉恕が指摘するように、『晋書』安帝紀の誤りであることは確かであり、結局のところ司馬光も同意するのだが、『考異』では『十六国春秋』についての言及はない。すなわち、『考異』巻5 晋紀下の当該部分で、司馬光は次のようにいっている。

『晋書』安帝紀、『三十国春秋』、『晋春秋』はみな義熙十一年二月に姚興が卒したと言い、『魏書』太宗紀、『北史』太宗明元帝紀、『晋書』姚興載記、『晋書』姚泓載記はみな十二年と言っている。『魏書』崔鴻伝を調べてみると、(北魏の)太祖の天興二年、姚興が改元し、崔鴻は元年とみなした。それゆえ『晋書』安帝紀、『三十国春秋』、『晋春秋』ではいずれも弘始年間(弘始は姚興の元号)以後のことは、みな1年前のことになっている。それは、崔鴻の誤りを踏襲したからである。

つまり、司馬光は、北齊の魏収が『魏書』巻67崔鴻伝のなかで『十六国春秋』後秦録の弘始年間の部分には一年間の紀年のズレが生じていると指摘しているのを根拠に、それを『晋書』安帝紀以下の史書が踏襲したからであると説明する。ところが、ここでは『十六国春秋』に一言もふれてはいない。これにはいささか理解しがたいものがある。なぜなら姚興の卒年を義熙十二年とする『晋書』姚興載記と『晋書』姚泓載記も『十六国春秋』にもとづいて叙述されていたと考えられるからであり、『晋書』安帝紀以下の史書だけが『十六国春秋』に依拠していたのではないからである。つまり、『考異』のこの部分の説明には、司馬光自身が(おそらくは)正しいと思いこみ、そして依拠しようとした史書(『晋書』安帝紀)の内容を、劉恕に6種の史書をあげて否定されたことへのこだわりがあるように思われ、それがいささか強引な説明となって表れているように思えてならない。こうして司馬光によって紀年が不確かと判断された『十六国春秋』のこの部分(後秦録)は、『考異』で言及されることはなかったのである。ただし、本稿では『通鑑問疑』にみえる劉恕の言にもとづいて『十六国春秋』の後秦録(の一部)も当時存在していたものと理解しておきたい。

ところで、司馬光によって行われた考証の内容にもう少しふれながら、北宋時代における『十六国春秋』の存在状態について考えてみたい。例えば成漢の李特にかかわる考証の部分で、『考異』は『十六国春秋』蜀録の李特伝ではなく、類書である『修文殿御覽』の内容を引用している箇所が存在する([史

料] 2)。それは『考異』巻4 晋紀中の「(西晋の恵帝の太安) 二年正月、李特は建初と改元した」という条に見えるもので、そこには、

『晋書』恵帝紀に、太安元年五月、李特は自ら大將軍と号したとあり、『晋書』李特載記に、太安元年、李特は大將軍と称して改元したとある。『魏書』李雄伝は、昭帝の七年に李特は大將軍と称し年号を建初としたと述べている。昭帝の七年は、西晋・恵帝の太安元年である。祖孝徴の『修文殿御覧』は、太安二年、李特は大赦して建初と改元し、(建初)元年、李特は殺されたと述べており、『三十国春秋』と『晋春秋』は、太安二年正月、李特は僭位して改元したと述べている。今、『御覧』等の書籍に従うことにする。

と記されている。このうち『修文殿御覧』の部分は、その内容から『十六国春秋』蜀録・李特伝から引用されたものであると推測できる。これにくわえて、先にあげたように『考異』は李特の子である李雄の伝記(⑧蜀録・李雄伝)について2か所とも『十六国春秋鈔』という省略したテキストを使用していた。これらをふまえると、『十六国春秋』の成漢にかかわる部分についていえば、この時点ですでに『十六国春秋鈔』さえも完全には残っておらず、したがって李特伝について司馬光はやむをえず『修文殿御覧』を利用したものと理解される。つまり李特の伝記は『十六国春秋』のみならず『十六国春秋鈔』にさえも残っていなかったことになる。したがって『十六国春秋』(原本)に即していえば、先にあげた4つの録の部分のみならず、「蜀録」も『通鑑』編纂当時すでに散佚してしまっていたことになる。

また、こうした考証の際に利用した資料(史書)から、司馬光独自の資料に対するこだわり方をみてとることもできる。例えば、『通鑑』編纂の時点では、『修文殿御覧』など先行類書をふまえた北宋による国家的な類書編纂事業の成果である『御覧』はすでに完成していた。くわえてその偏覇部は先に紹介したように『修文殿御覧』の内容を直接継承したものであった。したがって、今の私たちの目からすれば、『十六国春秋』(原本)も『十六国春秋鈔』(省略本)も存在しないような場合には、『御覧』偏覇部の関連部分を利用して考証したとしても支障はないように思える。ところが、司馬光は、むしろ『御覧』の元となった『修文殿御覧』に依拠して考証を展開している。こうしたことから、司馬光は『通鑑』の編纂にあたって、同一内容であるなら、できるだけ古い資料、すなわち原本(もしくはそれに近い)資料を利用しようと勉めたのではないかと考えられる。この部分で司馬光が『修文殿御覧』を利

用したのは、そうした意味でのやむをえざる選択であったと理解できる。

次に、同様の事例をもう二つほど紹介してみたい。例えば、『考異』巻4 晋紀中の「劉淵が漢王の位に即いた」という条（[史料] 3）には、

『晋書』惠帝紀に、李雄と劉淵が王を称したのは、みな十一月に惠帝が長安に入った後であるという。『華陽国志』は、李雄は十月に王を称したとあり、ある本は十二月に作っている。『三十国（春秋）』、『晋春秋』、『十六国（春秋）鈔』はみな十月においている。今はこれに従った。

とある。ところが、現行の『御覧』巻119偏覇部・前趙劉淵の条には、

崔鴻『十六国春秋』前趙録にいう、…十月、南郊に壇をつくり、漢王の位を僭称した。…

とあり、また『御覧』巻123偏覇部・蜀李雄の条には、

崔鴻『十六国春秋』蜀録にいう、建興元年十月、李雄は南郊において成都王の位に即いた。…

とあって、『御覧』に引用された『十六国春秋』ではあるが、いずれも劉淵と李雄の即位を「十月」と記している。この『御覧』所引『十六国春秋』の存在を前提にすれば、司馬光はこの『十六国春秋』の前趙録と蜀録を証拠の一つとして示してもよかつたのではないかと思われる。それでは司馬光はなぜ省略されたテキストである『十六国（春秋）鈔』を証拠の一つとしてあげたのであろうか。こうした疑問の生じる箇所は実はここだけではなく、『十六国春秋鈔』を事例としてあげている箇所ではいずれも同様の疑問が生じている。こうしたことから、司馬光が史書を取りあげるときの順序は、まず当時残っていた『十六国春秋』の該当する箇所を、次に『十六国春秋鈔』、それもなければ『修文殿御覧』の該当する箇所をというように利用したのではないかと推測される（したがって、司馬光にとって当該時代に編纂された『御覧』は資料とはみなされなかつたのである）。

ここでは、さらにもう一例あげておきたい。『考異』巻5 晋紀下「(永和五年)五月、石遵は石世を譙王に封じ、劉氏を廃して太妃とした」という条（[史料] 22）には、

『晋春秋』及び『十六国春秋鈔』はみな、太后（の劉氏）を廃して昭儀としたとある。今は『(晋書・石季龍) 載記』に従った。『十六国春秋』『(晋書・石季龍) 載記』はさらに石世の在位は三十三日であったと述べている。調べてみると、四月己巳から五月庚寅までであり、あわせて二十二日である。

と記されており、ここでは同一箇所にも『十六国春秋鈔』と『十六国春秋』とが別々に引用されている。すなわち、前段の「太后（の劉氏）を廃して昭儀とした」という部分では『十六国春秋鈔』を否定する事例の一つとしてあげ、後段の「石世の在位は三十三日であった」という部分では『十六国春秋』を同じく否定する事例の一つとしている。普通に考えてみると、『十六国春秋』にも「太后（の劉氏）を廃して昭儀とした」という記事は当然含まれていたはずであるので、やはり前段で両書をあげてもよかつたのではないかと思われる。それとも省略本である『十六国春秋鈔』をあげることで、『十六国春秋』は自ずから含まれるという考えを司馬光がもっていたからであろうか。ちなみに、『御覧』巻120偏霸部・後趙石虎の条には、

崔鴻『十六国春秋』後趙録にいう、石世を譙王に封じた。その食邑は一万户である。太后の劉氏を廃して昭儀となし、つづいてみなこれらを殺した。石世の在位は三十三日であった。

とある。これらは『考異』に引かれた前段部分の『十六国春秋鈔』及び後段部分の『十六国春秋』の内容をあわせたものになっており、いずれも司馬光が否定した内容である。この部分で司馬光が利用することのできた『十六国春秋』も『御覧』所引『十六国春秋』の記述と同様であったと思われるが、そうであったとすれば、ここでは『十六国春秋』をとりあげ、前段・後段の内容を否定すればよかつたはずである。その理由については、今のところ、上に述べたような憶測の域をでない。

ところで、これらのことから司馬光が利用した『十六国春秋鈔』には、後段の石世の在位期間（「三十三日」）は記されていないのではないかと推測される。すなわち、この部分に限っていえば、『通鑑』編纂当時、『十六国春秋』と『十六国春秋鈔』の両書が存在しており、そのうち『十六国春秋鈔』は、石世の在位期間を省略した、まさしくその意味で『十六国春秋』の省略本であったと理解してよいのではないだろうか。

4. むすびにかえて

南宋の王応麟（1223～96）が撰した『玉海』巻41芸文の『十六国春秋』の条には、次のように記されている。

『国史志』（『国史』芸文志？）には、「崔鴻の書（『十六国春秋』）は、世に二十余巻が存在している。旧志では五十巻としているが、思うにそれは書籍を献上したものが勝手に篇目を分けたからである」とある。

晁説之がいった、「司馬公休（司馬光の子の司馬康。公休は字¹⁰）は、『父君の温公（司馬光のこと）が参考にされた『十六国春秋』は、崔鴻の完本（原文「全書」）ではないのだよ。』といった。」と。¹¹

この部分の『国史志』の『国史』とは、『宋史』巻203芸文志2に見える「王旦『国史』120巻」、「王珪『兩朝国史』120巻」、「李燾・洪邁『宋四朝国史』350巻」とある北宋の国史のうち、「旧志」に言及していることから王珪『兩朝国史』あるいは李燾・洪邁『宋四朝国史』のいずれかと思われるが詳らかではない。それはともかくも、ここから北宋時代に残存した崔鴻『十六国春秋』（原本）は20余巻にすぎなかったことがわかる。また司馬光の子の司馬康（1050～90）が、その友人である晁説之（1059～1129）に語った内容—司馬光が利用した『十六国春秋』は崔鴻の「全書（完本）」ではないという指摘—は極めて信憑性の高いものである。

こうした『玉海』の指摘をふまえていえば、司馬光が『資治通鑑』編纂時に利用できた『十六国春秋』は原本ではあったが、完本ではなく、それすらも仮にすべてが利用できたとしても原本102巻のうちの20余巻にほかならなかった（余 p.381-382）。そこで、前節での検討をふまえ、当時残っていたと考えられる原本『十六国春秋』20余巻のうち可能な限り具体的な伝名をあげておけば、「前趙録」劉淵伝・劉聡伝、「後趙録」石勒伝・石虎伝（含、石祗伝）、「前燕録」慕容儁伝、「前秦録」苻堅伝、「北涼録」沮渠蒙遜伝、「南涼録」秃髮烏孤伝・秃髮利鹿孤伝、「西秦録」乞伏乾帰伝・乞伏熾盤伝・乞伏暮末伝、「夏録」赫連定伝の13の伝（以上『考異』）と「後秦録」姚興伝（以上『通鑑問疑』）の計14の伝ではなかったかと思われる。くわえて『十六国春秋目録』もまた単独の書籍として存在していたと考えられる。それ以外では、省略本である『十六国春秋鈔』（それもすべての録が存在していたわけではない）及びやはり単独で存在していたと考えられる『前涼録鈔』が、『通鑑』編纂時に

司馬光が利用できた『十六国春秋』のすべてであった。つまり、湖南が述べた『通鑑』編纂時に司馬光が利用できた『十六国春秋』の「原本」・「真本」とは、まさしくこうした不完全なものであり、それも巻数からいえば原本の5分の1強程度の分量よりなる書籍群にほかならなかったのである。

注

- 1) 孫啓治・陳建華編『古佚書輯本目録附考証』（中華書局、1997）の載記類（p.161）には、北京図書館所蔵「崔鴻十六国春秋略不分卷（後魏崔鴻撰、明在茲閣抄本、清馮舒校）」が載せられているが、『崇文総目』の『十六国春秋略』と同一の書であるかどうかは不明である（筆者未見）。
- 2) 清の錢大昕（1728～1804）は「『宋史』芸文志、『崇文総目』、晁公武『郡齋讀書志』・陳振孫『直齋書録解題』・馬端臨『文献通考』の三家の書目が『十六国春秋』を載せていないのであるから、崔鴻の書物は失われてもう久しい」（『十駕齋養新録』巻13『十六国春秋』）と述べており、姚振宗も「（『十六国春秋』の書名は）『崇文総目』からすでに著録されなくなった」と述べている（『隋書經籍志考證』巻14史部4 霸史類『十六国春秋』条）。ただし、南宋時代の蔵書家・尤袤（1127～94）の蔵書目録『遂書堂書目』偽史類に『十六国春秋』の書名がみえるが、巻数のみならず解説も記されていないので、どのような内容であったかは詳らかでない。なお、北宋の初め（984年）に李昉等が編纂した類書『太平御覧』の巻頭におかれた「太平御覧經史図書綱目」には「崔鴻十六国春秋」の書名がみえているが、これは当時すでに佚書であったにもかかわらず、『御覧』の藍本である『修文殿御覧』に載せられていた『十六国春秋』の文をそのまま用いたために書名が残ったものである。尾崎康「『太平御覧』統一王朝による集大成」（月刊『しにか』1998-3、大修館書店）を参照。
- 3) 邵懿辰撰、邵章統録『増訂四庫簡明目録標注』巻第6史部9載記類（上海古籍出版社、1979）は、「何鏗漢魏叢書」の「別本十六国春秋」十六巻を、あるいは『崇文総目』の『十六国春秋略』、もしくは『考異』の『十六国春秋鈔』ではないかと述べているが確証はない。
- 4) 『御覧』偏霸部所引『十六国春秋』と「何鏗漢魏叢書」の「別本十六国春秋」の内容がほとんど同じであることから、これらを『（十六国春秋）纂録』とみなす考えもあるが（例えば清・湯球『十六国春秋纂録校本』の叙）、勝村氏がいうように『御覧』偏霸部所引『十六国春秋』は、『十六国春秋』原本から採録された『修文殿御覧』所引『十六国春秋』であり、『纂録』とは別である蓋然性が高い。むしろ、『御覧』偏霸部所引『十六国春秋』にもとづき「別本十六国春秋」が編集されたのではないかと考えられる。
- 5) ちなみに、平安初期（891年頃成立）の藤原佐世『日本国見在書目録』14霸史家には「十六国春秋百巻魏崔鴻撰」とあり、日本に伝来した『十六国春秋』は100巻であったことがわかる。『史通』については、程千帆著『史通箋記』（中華書局、1980）、張振珮箋注『史通箋注』（貴州人民出版社、1985）、増井経夫訳『史通』（研文出版、1981）などを参照。
- 6) 高似孫は淳熙年間（1174～89）の進士で、『子略』『史略』などの著書がある。周天游『《史略》校箋』（書目文献出版社、1987）を参照。

- 7) 『史略』巻4も『通鑑』が依拠した書名として『前涼録鈔』を掲げているが、おそらくは『十六国春秋鈔』の端本であって、これを独立した書名とする必要はないように思われる。なお、陳光崇「張氏『通鑑学』所列『通鑑』引用書目補正」(劉乃和・宋衍申主編『資治通鑑叢論』、河南人民出版社、1985)は『前涼録鈔』に加えて『南涼春秋』をあげて補っているが(p.179)、これも書名とする必要はない(後述)。
- 8) この数には『十六国春秋』の書名が完称で表記されていない場合も含まれている。『考異』では同種の書名を列挙するとき、共通部分を省略するのが通例であり(例えば、『十六国春秋』と『晋春秋』を列挙するとき、「十六国晋春秋」のように表記する)、こうした場合も数に入れている。なお、c『十六国春秋』苻堅伝は、実際は「十六国春秋堅伝」と記されているが、「苻」字を補った。d・e・fは、それぞれd『十六国春秋』(前)秦録、e『十六国春秋』西秦録、f『十六国春秋』南涼録をさすものと理解する。ちなみに韓傑氏は、『考異』所引『十六国春秋』を38か所(『十六国春秋鈔』6か所を含む)と数えており(韓p.81)、筆者とは異なる。
- 9) ちなみに『御覧』巻127偏霸部所引崔鴻『十六国春秋』西秦録には「乞伏慕末」とあり、司馬光が利用した『十六国春秋』の「乞伏暮末」([史料] 31)とは表記が異なっている。『晋書』巻125乞伏熾磐載記(なお、『御覧』と『考異』所引『十六国春秋』は「熾盤」に作る)も「乞伏慕末」と表記していることから、司馬光がみた『十六国春秋』の写本が、「慕」と「暮」の字形と音の類似から書き誤った可能性もある。
- 10) 『宋史』巻336司馬光伝に司馬康の伝が付されている。なお、司馬康(字は公休)は司馬光の子とされるが、実は司馬光の兄(司馬旦)の子(つまり司馬光の甥)で、光の養子になった人物である(木田p.58-59)。
- 11) 元・馬端臨『文献通考』経籍考巻20史部の『資治通鑑』条に、「司馬温公(司馬光)の子の司馬康、字は公休がその友人の晁説之にいう…」とあり、晁説之が司馬康の友人だったことがわかる。

[参考文献] (著者名50音順)

- 勝村哲也「『修文殿御覧』新考」(『森鹿三博士頌寿記念論文集』同朋舎、1977)
- 韓傑「論崔鴻及『十六国春秋』」(中国歴史文献研究会編『歴史文献研究』北京新三輯、北京燕山出版社、1992)
- 木田知生『司馬光とその時代』(中国歴史人物選第6巻、白帝社、1994)
- 倉修良①「『通鑑』編修分工及優良編纂方法」(劉乃和・宋衍申主編『資治通鑑叢論』、河南人民出版社、1985)
- 倉修良②「從『通鑑考異』看司馬光求実精神—司馬光史学思想研究之二」(劉乃和・宋衍申主編『司馬光与資治通鑑』、吉林文史出版社、1986)
- 高振鐸「『通鑑』参拠書考弁」(劉乃和・宋衍申主編『資治通鑑叢論』、河南人民出版社、1985)
- 柴德賽「『資治通鑑』及其有関的幾部書」(『史学叢考』、中華書局、1982)
- 田中謙二『中国文明選 第一巻 資治通鑑』(朝日新聞社、1974)
- 内藤湖南『支那史学史』(『内藤湖南全集』第11巻、筑摩書房、1969)
- 吉川幸次郎「宋代の歴史意識—『資治通鑑』の意義—」(『吉川幸次郎全集』第13巻、筑摩書房、1969)
- 余嘉錫『四庫提要弁証』(中華書局、1974)
- 頼惟勤「解説」(中国古典文学大系14『資治通鑑選』、平凡社、1970)
- 劉琳「明清幾種『十六国春秋』之研究」(『文史』第46輯、1999)

[史料]

『考異』所引『十六国春秋』及び『十六国春秋鈔』

なお、() 及び [] 内は筆者が補ったものである。

1. 『考異』卷3晋紀上「衆胡内叛、与樹機能困牽弘、弘死之」
崔鴻『十六国春秋』秃髮烏孤伝云、「其先樹機能本河西鮮卑、泰始中、殺秦州刺史胡烈、斬涼州刺史牽弘。」『晋(書・武)帝紀』「叛虜殺胡烈、北地胡殺牽弘。」皆不言鮮卑。蓋言群虜内叛、則鮮卑亦在其中矣。或北地胡即樹機能也。
2. 『考異』卷4晋紀中「(太安)二年正月、李特改元建初」
『(晋書・惠)帝紀』「太安元年五月、特自号大將軍。」『(晋書・李特)載記』「太安元年、特称大將軍、改元。」『後魏書・李雄伝』云、「昭帝七年、特称大將軍、号年建初。」昭帝七年、太安元年也。祖孝徵『修文殿御覽』云、「太安二年、特大赦、改年建初。元年、特見殺。」『三十国(春秋)』『晋春秋』云、「太安二年正月、特僭位改年。」今從『御覽』等書。
3. 『考異』卷4晋紀中「(劉)淵即漢王位」
『(晋書・惠)帝紀』、李雄・劉淵称王、皆在十一月惠帝入長安後。『華陽国志』、李雄十月称王、一本作十二月。『三十国(春秋)』『晋春秋』『十六国(春秋)鈔』皆在十月。今從之。
4. 『考異』卷4晋紀中「李雄即帝位、改元晏平。」
『晋(書・惠)帝紀』『三十国(春秋)』『晋春秋』皆云、「永興二年六月、雄即帝位。」『華陽国志』「光熙元年、雄即帝位。」『後魏書』「序紀」及「李雄伝」皆云、「昭帝十二年、雄称帝。」即光熙元年也。『十六国春秋鈔』「晏平元年六月、雄即帝位」、『十六国春秋目錄』雄年号、建興二、晏平五、与『華陽国志』同。今從之。諸書、雄改元「晏平」、無「大武」年号。惟『晋(書・李雄)載記』改元「大武」、無「晏平」年号。按雄国号大成。『魏書・(李)雄伝』云、「(李)雄称帝、号大成、改年晏平。」故『三十国春秋』誤云、「改年大成」。『(晋書・李雄)載記』転写、誤為「大武」。今從諸書、云大武之号。
[按、云大武之号之云字、『通鑑』胡注引『考異』作去字、是也。]
5. 『考異』卷4晋紀中「十二月、王弥・劉靈降漢」
『(晋書・王)弥伝』曰、「弥逼洛陽、敗於七里澗、乃与其党劉靈謀帰漢。」按『十六国春秋』、靈為王讚所逐、弥為苟純所敗、乃謀降漢。今年春、靈已在淵所。五月、弥乃如平陽。然則二人先降漢已久矣。『(王)弥伝』誤也。
6. 『考異』卷4晋紀中「劉淵遣劉聰等拋太行、石勒等下趙・魏」
『(晋書・)石勒載記』曰、「(劉)元海使劉聰攻壺関、命(石)勒率所統七千為前鋒都督。劉琨遣護軍黃秀等救壺関。勒敗秀於白田殺之、遂陷壺関。」事在明年。今從『十六国春秋』。
7. 『考異』卷4晋紀中「(永嘉)三年正月、宣于脩之言於漢主」
『晋春秋』作鮮于脩之。今從『(晋書・劉元海)載記』『十六国春秋』。
8. 『考異』卷4晋紀中「夏、石勒敗黃肅於封田」
『(晋書)石勒載記』肅作秀、封作白。今從『十六国春秋』及『劉琨集』。
9. 『考異』卷4晋紀中「淮南内史王曠」
『十六国春秋』作王広。今從『(晋書・懷)帝紀』。
10. 『考異』卷4晋紀中「龐淳降漢」
『十六国春秋』作「劉惇」。『(晋書)劉琨伝』作「襲醇」。今從『(晋書・懷)帝紀』。

11. 『考異』卷4晉紀中「劉琨自將擊劉虎」
 『(晉書·懷)帝紀』「七月、劉聰及王彌圍壺關、琨使兵救之、為聰所敗。王曠等及聰戰、又敗。龐浮以郡降賊。」『十六國春秋』「(劉)淵、五月、遣聰攻壺關、敗韓述·黃肅。六月、晉遣王曠等來討。七月、戰於長平、晉師敗、劉惔以壺關降。」按『劉琨集』載六月癸巳、琨答太傅府書曰、「聰·彌入上党、龐惔不能禦。」又曰「安居失利、韓述授首、封田之敗、黃肅不還、浹辰之間、名將仍殄。」又曰「即重遣江陶都尉張倚領上党太守、疾擄襄垣。統遣鷹揚將軍趙擬·梁余都尉李茂與倚併力、輕行夜襲。賊捐棄輜車、宵遁而退、追尋討截、獲三分之二。當聰·彌之未走、烏丸·劉虎構為交逆、西招白部、遣使致任、稱臣於淵、殘州困弱、內外受敵、輒背聰而討虎、自四月八日攻圍。」然則琨討虎以上事、皆在四月以前也。蓋晉·漢二史、皆擄奏報、事畢而言之。今依『(劉)琨集』為定。
 [按、龐浮、『通鑑』胡注所引『考異』作龐惔。]
12. 『考異』卷4晉紀中「(永嘉)四年七月劉淵卒」
 『十六國春秋』「八月丁丑、淵召太宰歆樂等受遺詔、己卯卒、辛未葬。」按『長曆』、七月壬戌朔、十六日丁丑、十八日己卯、八月辛卯朔、無丁丑·己卯及辛未。辛未乃九月十一日。蓋淵以七月卒、九月葬。『十六國春秋』誤也。
13. 『考異』卷4晉紀中「北海王弼」
 『(晉書·劉聰)載記』作弼。按『十六國春秋』作弼。今從之。
14. 『考異』卷4晉紀中「六月丁未、劉聰封帝平阿公」
 『(晉書·懷)帝紀』「聰以帝為會稽公。」『(晉書·劉聰)載記』『三十國春秋』云「平阿公」。『晉春秋』云「平河公」、河字蓋誤。『十六國(春秋)』『三十國(春秋)』『晉春秋』「明年二月、乃封帝會稽公。」蓋先封平阿、後進會稽。『帝紀』闕略、今從諸書。
15. 『考異』卷4晉紀中「(永嘉)六年七月、高喬·郝聿以晉陽降漢」
 『(晉書)劉琨傳』曰、「屬龐醇降于聰、鴈門烏丸復反、琨親出禦之、粲乘虛襲取晉陽。」按、「琨上太子牋」曰、「聰以七月十六日復決計送死、臣即自東下、率中山·常山之卒、並合樂平·上党諸軍、未旋之間、而晉陽傾潰。」『十六國春秋』亦云、「琨收兵常山。」本傳誤也。
16. 『考異』卷4晉紀中「十月、猗盧遣其子六脩及兄子普根等攻晉陽」
 『十六國春秋』云「遣子曰利孫宥六須」。『(晉書·劉聰)載記』云「竇六須」。『劉琨集』云「左·右賢王」、又云「右賢王撲速根」。本從『後魏書』。
 [按、遣子曰利、『通鑑』胡注引『考異』作遣其子利。本從作今從、是也。]
17. 『考異』卷4晉紀中「箕澹」
 『十六國春秋』『後魏書』作「姬澹」。今從『(晉書)劉琨傳』。
18. 『考異』卷4晉紀中「十二月、賈疋戰死」
 『(晉書·懷)帝紀』曰、「疋討賊張連、遇害。」『(晉書·賈)疋傳』「天護攻之、疋敗走、墜澗死。」今從『十六國春秋』。
19. 『考異』卷4晉紀中「五月己丑、張軌薨。」
 『(晉書·愍)帝紀』作「壬辰」。今從『前涼錄鈔』。『前涼錄鈔』又曰、「葬建陵」。蓋張祚僭號後、追尊其墓耳。
20. 『考異』卷4晉紀中「(建興)三年三月、漢改元建元」
 『十六國春秋』建元元年在晉建興二年。同編脩劉恕言、「今晉州臨汾縣嘉泉村有『漢太宰劉雄碑』云、『嘉平五年、歲在乙亥、二月六日立。』」然則改建元在乙亥二月後也。
21. 『考異』卷4晉紀中「(咸康三年)七月、趙王虎殺太子邃」
 『燕書·文明紀』云、「咸康四年四月、石虎至燕城下、會鄴使至、太子邃在後恣酒、

入宮殺害、石主大恐、狼狽引還。」又云、「初、帳下吳胄使鄴還、說四月浴仏日、行像詣宮、石太子邃騎出迎像、往來馳騁、無有儲君體。王曰、『古者觀威儀以定禍福、此子虎之副貳、而輕佻無禮、將不得其死然。』及石主東歸、留邃監國、荒敗內亂、以致誅戮。」按『十六国(春秋)』『晋春秋』、殺邃皆在咸康三年、『燕書』恐誤。今從『十六国(春秋)』『晋春秋』。

22. 『考異』卷5晋紀下「(永和五年)五月、石遵封世為譙王、廢劉氏為太妃」
『晋春秋』及『十六国春秋鈔』皆云、「廢太后為昭儀」。今從『(晋書·石季龍)載記』。『十六国春秋』及『(石季龍)載記』又云、「世立三十三日。」按四月己巳至五月庚寅、凡二十二日。
23. 『考異』卷5晋紀下「燕王儁講武戒嚴」
『燕(書)·景昭紀』、集兵在四月。時石虎方死、諸子未爭。『十六国春秋』在五月、故從之。而『燕書』載封奕·慕輿根言、俱指冉閔。按是時閔未篡趙、蓋撰史者附會耳、故削去。
24. 『考異』卷5晋紀下「三月趙新興王祗即位」
『晋(書·穆)帝紀』、(石)祗即位於閏月。『三十国(春秋)』『晋春秋』皆在三月。按『十六国春秋』、祗稱帝、拜姚弋仲·苻健官、而不言苻洪。洪三月死、故疑祗以三月即位。
25. 『考異』卷5晋紀下「(永和)八年正月、冉閔殺劉頭。」
「(冉)閔殺(劉)頭」、『晋(書·穆)帝紀』在正月、『十六国春秋鈔』在二月、『燕書』在三月己酉、未知孰是。今從『帝紀』。
26. 『考異』卷5晋紀下「(興寧)二年八月慕容恪將取洛陽」
『(晋書·哀)帝紀』、「慕容暉寇洛陽。」上云、「苻堅別帥侵河南。」按、明年、恪拔洛陽、堅親將以備潼關、是未敢與燕爭河南也。『十六国春秋(苻)堅傳』亦無此舉。『帝紀』恐誤。
27. 『考異』卷5晋紀下「(太和)四年十二月、王猛攻洛陽」
『燕(書)少帝紀』、此年十二月、王猛攻洛、明年正月、拔落。『十六国秦春秋』、十一月、王猛伐燕、遣慕容紀書、紀請降。十二月、猛受降而歸。今按『(燕書)獻莊(帝)紀』云、「慕容令之奔還鄴、建熙元年二月也。」時王猛猶在洛。又猛遺紀書云、「去年、桓温起師。」故從『燕書』。
[按、拔落、『通鑑』胡注引『考異』作拔洛。]
28. 『考異』卷5晋紀下「孝武帝、太元元年五月、苻堅伐張天錫。周虓曰、戎狄以來、未之有也。」
『(晋書·周)虓傳』曰、「呂光征西域、(苻)堅出餞之、戎士二十萬、旌旗數百里。問虓曰、『朕衆力何如。』虓曰、『戎夷以來、未之有也。』」按、建元十八年二月、虓謀反、徙朔方。十九年正月、呂光發長安。故知在伐涼州時。今從『十六国春秋』。
29. 『考異』卷晋紀下「(太元)四年二月、秦彭超拋彭城」
『(晋書·)謝玄傳』云、「何謙進解彭城圍。」又云、「於是罷彭城·下邳二戍。」『(晋書·孝武)帝紀』及諸傳皆不言此年彭城陷沒。而『十六国秦春秋』云、「超拋彭城。」又云、「超分兵下邳、留徐襄守彭城。至七月、以毛當為徐州刺史、鎮彭城、王頭為揚州、戍下邳。」是二城俱陷也。
30. 『考異』卷5晋紀下「安帝、隆安五年九月、呂隆降秦」
『(晋書·)姚興載記』、姚平伐魏與姚碩德伐呂隆同時。『魏書』、天興五年五月、姚平未來侵。晋元興元年、秦弘始四年也。『(晋書·安)帝紀』『晋春秋』皆云「隆安五年降秦。」『十六国西秦春秋』云、「太初十四年五月、歸隨姚碩德伐涼。」『(十六国)南涼春秋』云、「建和二年七月、姚碩德伐呂隆、孤擐廣武守軍以避之。」皆隆安五年也。

按秦小国、既与魏相持、豈暇更興兵伐涼。蓋『載記』之誤也。今以『晋(書・安)帝紀』『晋春秋』『十六国西秦(春秋)』『(十六国)南涼春秋』為拠。

[按、婦随姚碩德、『通鑑』胡注引『考異』作乾婦随姚碩德。]

31. 『考異』卷5宋紀上「高祖、永初元年正月、乞伏熾盤立其子暮末為太子」
『晋書』作「慕末」、『宋書』作「乞仏茂蔓」。今從『十六国春秋』。
[按、十六国春秋、『通鑑』胡注引『考異』作崔鴻十六国春秋。]
32. 『考異』卷5宋紀上「(太祖・元嘉)五年二月、魏安頡擒赫連昌」
『十六国春秋鈔』云、「承光三年五月、戰于黑渠、為魏所敗。昌与数千騎奔還、魏追騎亦至。昌河内公費連烏提守高平、徙諸城民七万户于安定以都之。四年二月、魏軍至安定、三城潰、昌奔秦州、魏東平公娥清追擒之、送于魏。」与『後魏(書・世祖)紀』『(同・鉄弗劉昌)伝』不同。今從『後魏書』。
[参考：按、承光、『御覽』引崔鴻『十六国春秋』夏録作永光。昌河内公之昌下有留字。又三城潰作三月城潰、是也。娥清作鵝清。]
33. 『考異』卷5宋紀上「乞伏暮末東如上邽」
『後魏(書)乞伏国仁伝』云、「為赫連定所逼、遣烏訥等求迎。」『宋(書)氏胡伝』云、「茂蔓聞赫連定敗、将家戸及興国東征、欲移居上邽。」今從『十六国春秋』。
34. 『考異』卷5宋紀上「(元嘉)八年六月、益州刺史慕利延・寧州刺史拾虔」
『十六国春秋』作「没利延・拾虎」。今從『宋書』。
35. 『考異』卷5宋紀上「(元嘉十年)涼王蒙遜立牧犍為世子」
『宋書』『十六国春秋』作「茂虔」。『後魏書(世祖)紀』『(同・沮渠蒙遜)伝』作「牧犍」、今從之。
36. 『考異』卷5宋紀上「(元嘉)十三年四月燕尚書令郭生」
『後魏(書)古弼伝』作「大臣古泥」。今從『十六国春秋鈔』。
37. 『考異』卷5宋紀上「(元嘉十六年)十月、魏徙涼州吏民三万户于平城。」
『十六国春秋鈔』云「十万户」。今從『後魏書』。

(付記) 本稿は、1999年7月31日に「五胡の会」の研究会で行った報告にもとづき加筆したものである。[史料]は、新潟大学教授・関尾史郎氏が収集した佚文にもとづき、現在、同会が行っている「五胡」時代に関する史書の佚文集成作業の一環として筆者が担当した部分を転記させていただいたものである。私事にわたるが、かつて関尾氏とは『考異』所引『十六国春秋』と『十六国春秋鈔』の性格について話題にしたことがあり、すでに時間を経たが、そのおりの課題への私なりのささやかな解答でもある。